

雫石町議会基本条例 逐条解説

2014 年 3 月策定
2021 年 1 月改訂

雫石町議会

◇条文構成

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

（目的）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条－第 4 条）

（議会の活動原則）

（議員の活動原則）

（危機管理）

第 3 章 町民と議会の関係（第 5 条・第 6 条）

（町民と議会との関係）

（議会の自己評価）

第 4 章 町長等と議会及び議員の関係（第 7 条－第 10 条）

（町民等と議会及び議員の関係）

（政策等の形成過程への説明要求）

（評価の実施）

（議会議決に付すべき事件）

第 5 章 自由で活発な議論の議会（第 11 条・第 12 条）

（政策形成力を高め合う自由で活発な議論の場）

（委員会の活動原則）

第 6 章 適正な議会機能（第 13 条－第 17 条）

（適正な議会費の確立）

（議会事務局の体制整備）

（議員研修の充実）

（議会広報の充実）

（議長・副議長志願者の所信表明）

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 18 条－第 20 条）

（議員の政治倫理）

（議員定数）

（議員報酬）

第 8 章 最高規範性及び見直し手続（第 21 条・第 22 条）

（最高規範性）

（見直し手続）

附 則

1 前文

雫石町議会は、雫石町長とともに町民の選挙により選ばれた議員によって構成される町民の代表機関である。

二つの代表機関は、議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能を生かし、町民の負託に応える責務を負っており、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すという共通の使命が課されている。

地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）による適正な行政運営を確保するための監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言の機能を一層強化する責務が求められている。

議会は、このような使命と責務を重く受け止め、町民の代表として積極的な情報公開と、開かれた議会を通して説明責任を果たすとともに、議員間の自由な討議を展開しながら、町政の論点を明らかにして、政策の提言に努めなければならない。

ここに、雫石町議会は、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、議会と町民及び町長等の関係を定め、町民の信頼に全力で応えていくことを決意し、議会の規範として、雫石町議会基本条例を制定する。

【解説】

前文では、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会及び議員の決意等を明らかにしています。

具体的には、次の7項目の要点を述べています。

1. 議会は町長とともに、町民の選挙によって選ばれた町民の代表機関であること。
2. 議決機関と執行機関の二代表制の立場にあり、それぞれの機能を生かし、町民の負託に応える責務を負っていること。
3. 地方分権にともなって地方公共団体の自主的な決定と責任が拡大したことにより、議会は、町長その他執行機関が適正な行政運営を行っているかどうかを監視、評価する役割を担っていること。
4. 議会は、政策立案や政策提言の機能を一層強化することが求められていること。
5. 議会は、その使命と責務を果たすため情報公開と開かれた議会を通して説明責任を果たすこと。
6. 議員は、議員間の自由な討議を通して町政の論点を明らかにし、政策の提言に努めること。

7. 雫石町議会及び議員の決意を明らかにするとともに、議会の責務と使命を果たすため、議会の規範として本条例を制定することを宣言しています。

2 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の新時代にふさわしく、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本的事項を定めることによって、町民の負託に的確に応え、もって町民の生命・財産を守り、福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例を制定する目的について規定しています。目的は2つあります。ひとつは、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実です。もうひとつは、「町民の生命・財産を守り、福祉の向上及び町勢の発展に寄与すること」です。「議会運営の基本的事項」は、2つの目的を実現するため定めています。

3 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正、透明及び信頼を重んじた議会を目指して活動する。

2 議会の委員会は、原則公開とする。

3 町民に分かりやすく、関心がもたれる議会運営をするため、町民の参加意欲を高めるよう努める。

【解説】

本条は、前条の目的を達成するため議会が遵守すべき活動原則について規定しています。

第1項では、議会運営及び議会活動においては、公正性、透明性及び信頼性を重視することを定めています。

第2項では、委員会条例に定める秘密会の場合を除いて公開することを定めています。前項の透明性の観点からも、秘密会の開催は限定されるべきであり、個人情報保護法に基づくプライバシーの保護が必要な場が想定されて

います。

第3項では、町民の参加意欲を高める方策として、傍聴を呼び掛ける広報活動の推進や映像配信の整備、町民との懇談会の開催等に取り組むこととしています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由で活発な議論の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握することに努めなければならない。

3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【解説】

本条は、議員の活動原則について規定しています。

第1項では、議員が様々な行政課題に対して、政策を提言していく責務があります。そのためには、議員間の自由で活発な議論を行う中で、諸課題の論点を整理して結論を出していくことを定めています。

第2項では、町政の課題を的確にとらえるとともに、それにかかる多様な意見を常に把握するよう議員活動に努めることを定めています。

第3項は、町政全体を見据え常に町民福祉の向上を目指した議員活動を行うことを定めています。

（危機管理）

第4条 議員は、町民の生命、財産及び生活に影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

【解説】

大規模災害等が発生した場合において、町民の生命、財産等の安全性の確保は町の基本的かつ重要な役割です。状況を的確に把握し、町長等に必要な要請を行うことを規定しています。

具体的に活動については、「災害時における議員行動マニュアル」を別途定めることとしています。

4 第3章 町民と議会の関係

(町民と議会との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、町民、団体等との意見交換を行い、政策立案能力を高め、政策提言を行うよう努める。

3 議会は、町民の参加と連携を高める方策として町民と議会との懇談会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

【解説】

本条は、町民に対し議会への参加を推進するため、「公開・提言・町民参加」の取り組みについて規定したものです。

第1項では、議会は、町民に対し、議会の活動を積極的に公開し、説明責任を果たすことを定めています。

第2項は、町民と議会の連携による政策提言を行うため、町民や町民団体等との多様な意見交換に努めることを定めています。

第3項は、「町民と議会との懇談会」を年1回以上開催することを定めたもので、懇談会は、町民と議会が自由に意見交換する場と位置付け、町民の声を議会活動に結び付けていくことを定めています。

(議会の自己評価)

第6条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るよう努める。

2 議会は、議会としての自己評価を毎年行い、評価の結果を町民に公表する。

【解説】

本条は、議会及び議員の活動内容と自己評価を毎年公表することを規定しています。

第1項は、議会本会議や委員会の開催状況、傍聴者数等の基礎的な資料を公表することによって町民との情報の共有を図ることを定めています。

第2項では、本条例に規定した事項の取り組み状況とその達成度について

自己評価し毎年公表することを定めています。

5 第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を生かすとともに議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、緊張関係を維持しながら、広く町政上の論点及び争点を明確にするよう努める。

2 議員と町長等との本会議における一般質問は、目的を認識しながら通告に基づいて行い、再質問は一問一答方式で行う。

3 議長から本会議又は委員会に出席を要請された町長等は、議員の質問又は質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て質問又は質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。

4 議員は、二元代表制の役割と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しないものとする。

【解説】

本条は、議会及び議員と町長等との基本的な関係を規定したものです。

第1項は、町長等と議会及び議員は、執行機関と議決機関のそれぞれの特性を生かし、町政の課題となる政策等をめぐっては緊張関係を保持しながら論点や争点を見出すよう努めることを定めています。

第2項は、議員が、執行機関に対し事務の執行状況等について所信をたずることができる一般質問の目的を認識しながら行うこととし、再質問は一問一答方式で行うことを定めています。

第3項は、本会議又は委員会における議員の質問又は質疑の趣旨を確認するために発言する機会を町長等に付与し、議論の論点を明確化できることを定めています。

第4項は、議会は地方自治体の基本事項を決定し、執行機関を監視・評価する立場から、法に定めるものを除き、町長指揮下にある執行機関の附属機関に議員が就任しないことを定めています。

(政策等の形成過程への説明要求)

第8条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、内容をより明確にするため、必要に応じて次に掲げる事項の説明を求める。

(1)政策等を必要とする背景

- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、立案及び執行の各段階における論点及び争点を明確にし、政策の評価に資する審議を行うものとする。

【解説】

本条は、町長等が行う議会への説明等について規定しています。

第1項では、町長等が計画や政策等を提案する場合、その政策の正当性や実施方法等の内容をより明確にするため、必要に応じて5項目の情報提供を求めることを定めています。

第2項は、議会は、町長から提供された情報をもとに論点や争点を明確にし、執行後の政策等の評価に役立つような審議を行うことを定めています。ここでいう「政策等」とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業のことです。

(評価の実施)

第9条 議会は、必要に応じて、議会独自で、政策評価を実施するものとする。

【解説】

本条は、議会として、町長等が行う政策や施策が町民の立場で行われているかどうかを判断し、必要と認めた場合には、政策評価を行うことを規定しています。

政策評価を実施する形態としては、常任委員会や特別委員会等で決めていくこととなり、抽出した事業が有効に機能しているか否かという効果の確認を主な目的として行います。

(議会の議決に付すべき事件)

第10条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、雫石町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本の構想及びその基本となる計画を議会で議決すべき事件とする。

2 議会は、前項に掲げるほか、議会の議決事項について必要に応じて、見

直しするものとする。

【解説】

本条は、議会における議決事件の拡大に係る方針について規定しています。議会の議決事件については、地方自治法第 96 条第 1 項において「条例の制定・改廃」、「予算の議決」等 15 項目が対象とされています。また、同法第 96 条第 2 項では、条例により議決事件を追加して定めることができるとされています。

本町における、追加事件としては、中・長期にわたるまちづくりの基本方針であるいわゆる「総合計画」を追加することを定めたものです。

6 第 5 章 自由で活発な議論の議会

（政策形成力を高め合う自由で活発な議論の場）

第 11 条 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員同士がお互いを高め合うよう、自由で活発な議論をし合う場とする。

2 議会は、定例会後速やかに検証を行い、課題把握と政策形成の方向性を明確にするよう努める。

【解説】

議会は、言論の府であることを踏まえ、十分な議論を経て、結論を出していくことを規定しています。

第 1 項は、それぞれの会議における議案審議や審査の結論を出すにあたっては、議員同士が多様な意見を出し合い、少数意見を尊重しながら、合意形成を図ることを定めています。

第 2 項では、定例会毎に全議員で「検証会」を開催し、町政に関する課題や政策について共通認識を深めるとともに議会運営全般についての検証を行うことを定めています。

（委員会の活動原則）

第 12 条 委員会は、所管にかかる町政の課題について、町長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努める。

【解説】

本条は、委員会の活動に関する基本原則を定めています。委員会は、その専門性と特性を活かして詳細な議論を尽くす場であることから、町政の課題、町長提案の議案等についての審査、所管事項の調査を行うとともに、政策提案を行うことを定めています。

7 第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第13条 議会は、議事機関として監視、調査、政策形成機能を保持するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

2 議会は、議長交際費についての使途等を議会広報紙等により町民に公表する。

【解説】

本条は、議事機関としての機能を保持するため必要な議会費予算の確保に努めるとともに、議長交際費の使途を公表することを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

【解説】

本条は、議会事務局のあり方について規定したものです。

第1項は、議会の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制整備について定めています。

第2項は、事務局職員の任命権者である議長は、前項に規定する議会事務局の体制整備のため、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、補助機能や専門性の充実強化を図ることができることを定めています。

(議員研修の充実)

第 15 条 議会は、議員の政策形成力及び立案力の向上を図るため、議員研修を実施する。

【解説】

本条は、議会が、議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため、議員の研修を充実強化することを規定しています。なお、議員研修の充実強化に当たっては、町民各層からの情報や各分野の専門家等の活用を想定しています。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努める。

- 2 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、広報活動に努める。
- 4 議会は、議員により組織する編集委員会を設け、議会広報紙を定例会後速やかに発行する。

【解説】

本条は、議会独自の視点から、さまざまな広報手段を活用して議会及び町政にかかる情報を周知するとともに、周知にあたっては、多くの町民に議会及び町政に関心を持ってもらうような形での情報提供に努めることを定めています。なお、「多様な広報手段の活用」とは、議会広報紙の発行やインターネットを活用したホームページ、さらには今後整備を予定している議場の映像配信等による情報提供のことです。

(議長・副議長志願者の所信表明)

第 17 条 議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。

【解説】

本条は、議長・副議長の選出にあたり、事前にそれぞれの職を志す者に所

信を表明する機会を設けることを定めています。具体的には、実施要領を別途定めることとしています。

8 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第18条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

議員は、高い倫理的義務を負っていることを自覚し、議員としての影響力を不正に行使するなど、疑惑を招くことのないよう行動しなければならないことを規定しています。なお、具体的には、「雫石町議会議員政治倫理規程」として定めることとしています。

（議員定数）

第19条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の条例を改正する場合は、行政の現状と課題、将来の予測と展望及び議会の機能を発揮できるよう考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。

3 議員定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。

【解説】

本条は、議員定数を定める場合の基本的な方針について規定したものです。

第1項は、議員定数を「議会の議員の定数を定める条例」で定めることとしています。

第2項は、議員定数の改正は、町政の現状や将来展望等を踏まえて、総合的に検討することを定めています。

第3項は、議員定数の基準を人口や面積、財政力、類似自治体の状況と比較検討することを定めています。

（議員報酬）

第20条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。
- 3 議員報酬の条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項の規定により町民から直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員自らが提案するものとする。

【解説】

本条は、議員報酬について規定しています。

第1項は、議員報酬について「雫石町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で定めることとしています。

第2項は、議員報酬の改正を議員が提案する場合、町政の現状や将来展望等を十分考慮するとともに、町民の意向を把握しながら行うことを定めています。

第3項では、報酬の改正については、町民による直接請求及び町長の提出について担保し、それ以外については、改正の理由を付けて議員自ら提案しなければならないと定めています。

9 第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

本条は、議会における最高規範であるこの条例の位置づけについて規定しています。また、議会に関する他の条例や規則などを制定・改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

(見直し手続)

第22条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の整備を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

本条は、この条例の見直しについて規定したものです。

第1項では、この条例に基づき円滑な活動ができるよう、社会情勢を見極め、必要が生じたときは、条例改正等の措置を講じることを定めています。

第2項は、本条例の改正に当たっては、町民への説明責任を果たすため、条例改正の理由や背景を本会議において詳しく説明することを定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成26年4月1日から施行する。
(議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)
- 2 議会の議決すべき事件に関する条例(平成14年雫石町条例第27号)は廃止する。
- 3 この条例は令和2年12月14日から施行する。